

市川市学校施設有効活用基本方針

市川市教育委員会

目 次

1	方針策定の趣旨	1
2	方針の対象範囲と定義	1
3	教育水準の維持向上に向けての考え方	2
4	学校施設活用に向けての考え方	3
5	必要教室数の基準に関する留意点	6
6	余裕教室を転用する際の留意点	7
	別表1・2「学校の教育に必要な教室数の基準」	8

1 方針策定の趣旨

学校施設は、教育財産として学校教育のために使用することが基本です。本市の児童生徒に対する教育機会の確保や教育水準の維持向上のためには、学校教育を進める上で必要な教室を確保する必要があります。

一方で、学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあり、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情に応じて積極的に活用されることが望ましいと考えます。

そこで、学校教育を進める上で必要な教室を確保する仕組みを整えるとともに、その結果余剰として把握された教室等を地域が抱える課題の解決に積極的に活用することができるよう、基本的な考え方や必要な基準を、本市のガイドラインとしてここに示すものです。

2 方針の対象範囲と定義

市川市学校施設有効活用基本方針（以下「活用方針」という。）は、市川市立小学校・中学校・義務教育学校の教室を対象とします。

以下に、活用方針における用語について示します。

※義務教育学校に関する必要教室数の基準は、今後検討することとします。

(1) 教室区分、教室用途

学校の教室を大きく4つに区分し、各教室用途を分類します（図表1）。

（図表1）教室区分と主な教室用途

教室区分	主な教室用途
普通教室	実学級（＝通常学級及び特別支援学級）の児童生徒が主として学校生活を過ごす教室。通級指導教室、夜間中学を含む。
特別教室	理科、音楽等の教科のための教室、図書室等特別の施設設備が恒常的に設置してある室、教育相談室、進路指導室等。
学校教育施策に用いる教室	国の教育政策や市の学校教育施策に対応するための教室。 ①適応指導等教室（適応指導教室、ライフカウンセラー室等） ②多目的教室・少人数学習室 ③円滑な学校運営のための教室（PTA活動室、地域ルーム）
その他	上記以外の管理関係室など。 ①管理関係室（職員室、校長室、事務室、保健室等） ②その他（休憩室、教材室、倉庫、配膳室、調理室等）

(2) 必要教室

本市の学校教育を進める上で必要な教室。

図表1の普通教室、特別教室及び学校教育施策に用いる教室の各区分に属する教室用途を対象としてこの用語を使用します。

(3) 余裕教室

学校の教室から必要教室を除いた教室。本市の活用方針では、普通教室の余剰だけでなく、特別教室及び学校教育施策に用いる教室の余剰を含みます。

(4) 必要教室数の基準

必要教室のうち、図表 1 の特別教室及び学校教育施策に用いる教室に属する各用途を対象に、学校規模、各教科等の授業時数及び使用頻度等を踏まえて、通常学級の数に応じた必要数を設定した基準（別表 1・2）。

数の設定に当たっては、授業時及び放課後における使用実態、学習指導要領の改訂への対応、学級編制の少人数化に係る国や県の動向等を考慮し、必要な調整を加えています（視聴覚室、英語教室、多目的教室等）。

(5) 転用

既存の教室を学校教育以外の用途に転換すること。

(6) 複合化

学校施設の一部に学校教育以外の用途を組み込むことで複合施設とすること。

(7) 0.5 教室サイズ化

普通教室の大きさを「1」とするとき、「0.5 以上 1 未満」の大きさを複数の教室確保を図ること。

3 教育水準の維持向上に向けての考え方

(1) 学校施設の現状と課題

本市の学校施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代後半にかけて集中的に整備されました。現在ではその約 8 割が築 30 年以上を経過しており、これから大規模改修や建て替えの時期を迎えます。

一方、本市の児童生徒数は昭和 50 年代後半から減少へと転じ、平成 10 年代前半から横ばい傾向ですが、将来人口推計によると、年少人口（0～14 歳）は今後減少すると予測されていますので、児童生徒数も減少していくと予測されます。

このようなことから、本市の学校施設には、既存の余裕教室の活用と、建て替え時期の児童生徒数に見合った施設整備という 2 つの課題があり、市川市公共施設等総合管理計画に掲げられた基本方針を踏まえて対応することが求められています。

(2) 教育水準の維持向上と学校施設に係る課題への対処

学校施設は、義務教育を支える教育条件の一つであり、教育水準の維持向上を図るためには、学校教育を進める上で必要な教室を確保する必要があります。

特に、これからの学校教育を考えると、平成 28 年 3 月の次期学習指導要領において示された新たな学びを具現化し、地域とともにある学校を推進するための環境整備を進めていくことが求められます。

そこで、本市の必要教室数の基準を整備し、必要教室を一定数確保するとともに、前述の 2 つの課題に対処するための基盤とします。

①必要教室の確保

必要教室数の基準によって、本市の学校教育のために必要な教室の確保を図ります。また、通学区域の変更等様々な要因によって児童生徒数の変動等が生じた場合でも、必要教室が確保されているかどうかの判断が容易になります。

教室不足が一時的なものであれば、他の教室を活用する等時限的な対応を図ることも考えられますが、児童生徒数が当面の間減少しないなど恒常的な教室不足が見込まれる場合は、教室の増設等を図ります。

なお、特別支援学級（通級、プレイルームを含む）や日本語指導教室のように、別表において必要数を明示していないものについては後述します（6 ページ「5 必要教室数の基準に関する留意点」（1）を参照）。

②学校施設に係る課題への対処

必要教室数の基準により必要教室が明確になることで、各学校の余裕教室の数等を把握することが容易になり、今後の活用を促すことにつながります。

また、児童生徒数の将来推計と組み合わせることで、建て替え時期の児童生徒数に見合った施設整備を進めることが可能となります。

ただし、本市の児童生徒数は、全体としては減少していくと予測されるものの、地域によって差が生じると考えられますので、各学校の建て替え時期に合わせて対処していく必要があります。

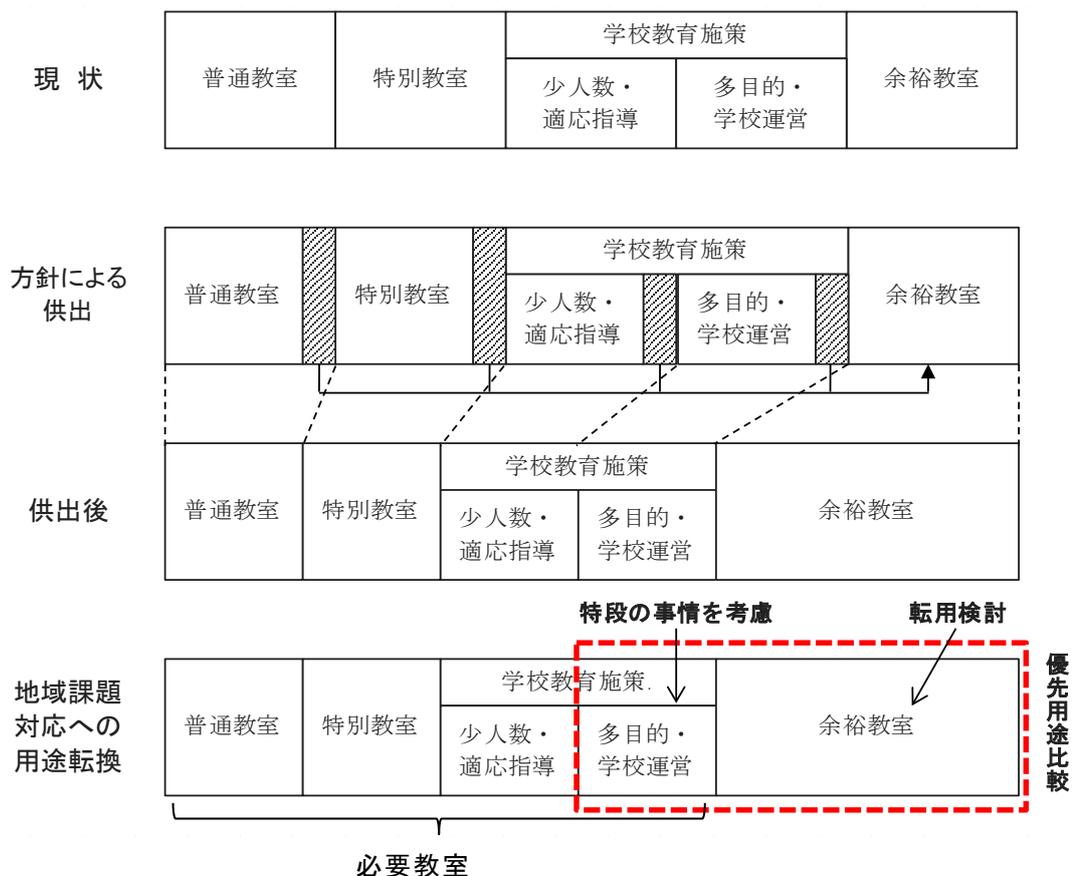
4 学校施設活用に向けての考え方

平成 25 年 6 月に閣議決定された国の第 2 期教育振興基本計画では、学校施設の複合化や余裕教室の活用により、教育政策がまちづくりに関する政策等と連携していくとしています。また、本市が平成 28 年 3 月に策定した市川市公共施設等総合管理計画では、公共施設の床面積を削減する手法として施設の複合化が示され、市民サービスの向上や多世代の交流を目指すとしています。こうした考えは、生産年齢人口の減少に伴い市税収入の大幅な増加が見込めない状況下、社会保障関係費が年々増加していることなど、新たな公共施設を建設することが困難な状況にあっては、当然の帰結と言えます。

学校は最も身近な公共施設であり、地域における喫緊の課題に対処する場として活用していくことが強く求められる時代です。施設の複合化にあっても学校の安全や良好な学習環境の維持が前提となりますが、このような時代の要請を踏まえ、本市の学校施設を地域の実情に応じて積極的に活用するための基本的な考え方を以下に整理します。

(図表2) 今後の年少人口減少を踏まえた学校施設有効活用のイメージ図

※イメージを分かりやすくするため、枠の大きさを揃えています



(1) 余裕教室の転用に向けた体制の整備

余裕教室の転用に関する要望を受けた場合、市川市公共施設等総合管理計画との整合、各学校における余裕教室の転用の可否、転用の際に必要な学校の安全及び良好な学習環境の維持のための措置等について、学校長や関係部署と連絡調整を図りながら検討を行う必要があります。

そこで、今後は教育委員会事務局の学校施設管理担当部署が中心となり、事業部署と協議を行います。

(2) 優先用途比較の実施

余裕教室の活用にあたっては、学校教育のための用途に使用するほか、高齢者福祉や児童福祉等様々な施策を所管する事業部署から活用したい旨の要望が複数寄せられることが考えられます。その場合は、「学校関係の用に供されている事由」や「複合化等を希望する課題解決の事由」を比較検討し、最も優先すべき用途に余裕教室を充てることとします（優先用途比較）。

また、優先用途比較の際、地域が抱える課題解決のための用途を優先させるべき特段の事情がある場合は、余裕教室だけでなく必要教室の一部（多目的教室、円滑な学校運営のための教室に限る）についても必要に応じて供出し、転用することができることとします。

なお、余裕教室であっても現実には既に他の用途で使用されている可能性がありますので、使用中断の影響等も考慮した既存用途との調整、また、優先用途比較によって必要教室の一部を供出する場合についても同様の調整が必要となります。

このような調整に当たっては政策的な判断を伴うことから、優先用途比較を市川市立学校教育環境整備庁内検討会において行うこととします。

また、政策的判断を伴う場合について、以下に例示します。

①障害者差別解消法の「必要かつ合理的な配慮」への対応

地方公共団体は、障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）において、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うための環境整備に努める義務を負っています。

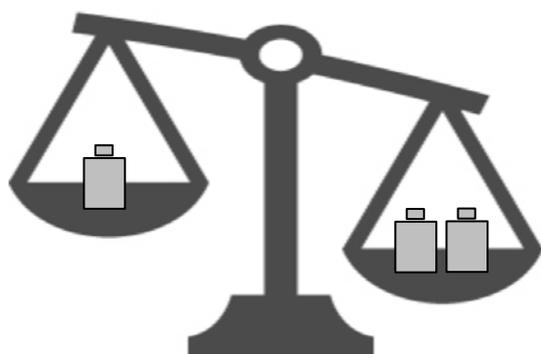
また、障害だけでなく不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズを持つ者に対する教育機会の提供は、今後の学校教育において重要性が増すと考えられることから、優先用途比較の際に留意する必要があります。

②「放課後子ども総合プラン」への対応

平成 26 年 7 月に文部科学省・厚生労働省が発出した「放課後子ども総合プランについて」では、児童の放課後などの安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題である、とあります。

また、余裕教室の活用だけでなく、既に活用済みの余裕教室を有効性の観点から再検討し、より有効な活用を図ることができる余地がある場合は、課題解決のために転用を積極的に検討することも求めていることから、優先用途比較の際に留意する必要があります。

（図表 3）優先用途比較のイメージ図



学校施設をどう活用するか、施策や事業を組合せも含めて比較検討、優先すべき用途を判断（天秤のイメージ）

5 必要教室数の基準に関する留意点

この基準に関し、別表に付記する以外の主な留意点を、以下に記します。

(1) 特別支援学級、日本語指導教室

特別支援学級（通級を含む）に通う児童生徒は近年増加しており、これまでは各学校に生じた余裕教室を適時活用し、増設している現状にあります。

今後も障害種別等に応じた教室設置の必要性が高まると想定されます。将来の需要等を見極めながら本市の児童生徒に対する教育機会の確保のために計画的な教室設置が図られるよう、教育委員会として将来的な計画を別途示すこととします。

日本語指導教室についても同様ですが、教室の設置数が少ないこともあり、増設する場合は、将来の需要等を見極めて慎重に検討することとします。

(2) 多目的教室

多目的教室については、学級編制の少人数化に際し、余裕教室だけでは普通教室の増加分を賄うことができない場合に普通教室として再利用するストック的な役割を担うことも踏まえて、教室数を設定しています。

各学校の通常学級数に応じて教室数を割り当て、平時の用途は学校長に一任することとしますが、本来は多目的な活用を想定した教室ですので、教室用途を固定することなく時間帯で使い分ける等、各学校において使用頻度を高める工夫を行うことが望ましいと考えます。

(3) 少人数学習室

教育的ニーズが高い少人数学習のための教室を整備するため、0.5 教室サイズ化を図ります。また、建て替え時には、パーテーション等を用いて隣接教室との一体的な活用を図るなど、教室配置を含めて限りある学校施設をフレキシブルに活用するための検討も行うこととします。

(4) P T A 活動室及び地域ルーム

P T A 活動室及び地域ルームも、前項と同様に 0.5 教室サイズ化を図ります。

P T A 活動室は、P T A の活動実態に合わせて「0.5 以上 1 未満」の大きさを確保し、活動実態がない場合は余裕教室として扱います。

地域ルームは、コミュニティ・スクール制度において学校運営に参画する地域の方々の拠点です。地域学校協働本部を中学校ブロックごとに設置することから、各中学校に設けることとします。

(5) 教室区分の「その他」に該当する室

図表 1 の「その他」に掲げる各室については、この活用方針によらず、関係法令や各学校施設整備指針を参照しながら、学校運営のために必要な数や大きさを別途確保するものとします。

6 余裕教室を転用する際の留意点

余裕教室を転用する際の主な留意点を、以下に記します。

(1) 学校教育に活用する視点

国の第2期教育振興基本計画では、基本政策の1つとして「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」を掲げ、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する、とあります。

学校の安全や良好な学習環境の維持が前提ではありますが、地域課題解決のために余裕教室を転用し、施設の複合化を図る際は、高齢者や異年齢の子供など地域における世代を超えた交流の機会を設けるなど、施設の複合化を学校教育に活かすことも検討の視点に加え、地域課題解決と学校教育の両面から有効活用に向けた検討を行うことが望ましいと考えます。

(2) 再利用を妨げる改造等の制限

学級編制の少人数化によって通常学級数が増加する場合は、余裕教室や転用済みの教室を普通教室として再利用することがあり得ます。余裕教室を転用する際は、できる限り教室としての再利用を妨げる改造等は行わないことが望ましいと考えます。

(3) 教室配置の全体調整

余裕教室を転用し施設の複合化を図る際は、転用後の施設の利用方法だけでなく、良好な学習環境の維持という観点から、学年ごとのまとまりの確保、普通教室と特別教室等のつながり等も考慮し、教室配置の全体調整を必要に応じて行うものとします。

(4) 法令上の手続きの確認

余裕教室の転用に当たっては、地方自治法等に基づく目的外使用許可の手続き以外にも、建築基準法や消防法などの法令上の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめ関係部署・関係機関に確認するなど、手続き面の不備が生じないよう留意する必要があります。

別表1. 小学校の教育に必要な教室数の基準

教室 区分	通常学級数 教室用途	～11	12～18	19～24	25～	備考
		学級	学級	学級	学級	
特別 教室	理科室	1	1	1	2	
	生活科室	1	1	1	1	
	音楽室	1	1	2	2	
	家庭科室	1	1	1	1	
	図工室	1	1	1	1	
	視聴覚室	1	1	0	0	防音室として設置。音楽室と計2室を確保
	コンピュータ室	1	1	1	1	
	児童会室	1	1	1	1	
	英語教室	1	1	1	1	外国語教育の早期化対応
	図書室	1	1	1	1	
	教育相談室	0	0	0	0	
	小計①		10	10	10	11
学校 教育 施策 に 用 い る 教 室	ゆとりぎ相談室	1	1	1	1	ゆとりぎ相談員用
	日本語指導教室		※			
	小計②-1 適応指導等	1	1	1	1	
	多目的教室	1	2	2	3	
	少人数学習室	2	2	3	3	0.5教室サイズ化
	小計②-2 多目的・少人数	3	4	5	6	
	会議室	1	1	1	1	0.5教室サイズ化
	【内訳】PTA活動室	1	1	1	1	
	【内訳】地域ルーム	0	0	0	0	
	小計②-3 円滑な学校運営	1	1	1	1	
小計②(=②-1,2,3)		5	6	7	8	
合計(①+②)		15	16	17	19	

(注記)

- 1 教室数の「0」は、その教室用途だけでは教室を確保しない(必要に応じて他の教室と共用する)ことを意味します。
- 2 日本語指導教室(※)については、活用方針「5 必要教室数の基準に関する留意点」(1)を参照。

別表2. 中学校の教育に必要な教室数の基準

教室区分	教室用途	通常学級数				備考	
		～11 学級	12～18 学級	19～24 学級	25～ 学級		
特別教室	理科室	1	2	2	3		
	音楽室	1	1	2	2		
	技術室	1	1	2	2		
	家庭科室	1	2	2	2	1室の場合は「調理室」を設置	
	美術室	1	1	1	2		
	図書室	1	1	1	1		
	視聴覚室	1	1	0	0	防音室とする。音楽室と計2室を確保	
	コンピュータ室	1	1	1	1		
	生徒会室	1	1	1	1		
	英語教室	0	0	0	0		
	教育相談室	0	0	0	0		
	進路指導室	0	0	0	0		
	小計①		9	11	12	14	
	学校教育施策に用いる教室	ライフカウンセラー室	1	1	1	1	ライフカウンセラー用
適応指導教室		1	1	1	1	不登校対応等個別ニーズ対应用	
日本語指導教室			※				
小計②-1 適応指導等		2	2	2	2		
多目的教室		1	2	2	3		
少人数学習室		2	2	3	3	0.5教室サイズ化	
小計②-2 多目的・少人数		3	4	5	6		
会議室		2	2	2	2	0.5教室サイズ化	
【内訳】PTA活動室		1	1	1	1		
【内訳】地域ルーム	1	1	1	1			
小計②-3 円滑な学校運営	2	2	2	2			
小計②(=②-1,2,3)	7	8	9	10			
合計(①+②)		16	19	21	24		

(注記)

- 1 教室数の「0」は、その教室用途だけでは教室を確保しない(必要に応じて他の教室と共用する)ことを意味します。
- 2 日本語指導教室(※)については、活用方針「5 必要教室数の基準に関する留意点」(1)を参照。

市川市学校施設有効活用基本方針
平成 17 年 10 月策定
(平成 29 年 11 月改正)
市川市教育委員会
